

質問

承認済みの総会議案を次回の総会で撤回する場合、決議要件をどのように考えたらよいですか。

(相談概要)

共用部分の変更を総会の特別決議で可決しましたが、この工事の取りやめを、次の総会で検討することとなりました。この場合、次の総会の決議要件をどのように考えたらよいでしょうか。



回答

従前の総会決議の取消しについては、区分所有法上、判断の根拠となる規定は置かれていません。次の総会の議案は「工事の中止」ですので、表面的には普通決議相当の内容とも考えられますが、組合運営の本旨は組合員の多数意思の反映であり、前回の総会で組合員の3/4以上の賛同を得て可決している点を考慮すると、これと同一の決議要件(特別決議)で取消しとすることが望ましいと思われます。

<ご利用上の注意>

- ○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- ○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例 に直接対応するものではありません。
 - 個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- ○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、 無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。